はじめに

労働者と使用者の間に労働関係紛争が起こった場合、労使が話し合い、自主的に紛争を解決するのが一番望ましいことですが、いつでも対等の立場で円滑に話し合いが行われ、円満に解決できるとは限りません。このような場合、公平な第三者が仲立ちすることが有効です。

労働委員会は、このような労使紛争の調整や、労働条件をめぐるトラブルが生じたとき、公平な第三者として解決のお手伝いをするために、労働組合法に基づいて設けられた行政機関です。

また、秋田県労働委員会では、労働者個人と事業主との間の労働条件その他労働関係に関するトラブルを話し合いで解決する支援「個別労働関係紛争あっせん」も行っています。

例えば、このようなときにお役に立ちます。

- 会社と労働組合の間で労働条件(賃金、労働時間、人員整理など)について 団体交渉をしているけれども、なかなか合意できないでいる。
- 会社に団体交渉を申入れたのに、誠実に対応してくれない。
- 労働組合を結成しようとしたら、会社から、結成すれば解雇すると言われた。
- 突然、会社から解雇を言い渡されたが、納得できない。
- 職場でセクハラ・パワハラを受けて会社に改善を申入れたが、対策を講じて くれない。
- 社員が解雇を拒否していて、理由を説明しても納得してくれない。